

秋田県の取り組みについて

1 森林ボランティア活動支援事業（秋田県水と緑の森づくり税事業）

令和2年度採択団体：29団体（うちコロナ対策等により2団体活動中止）

概要：森づくり活動を実施している森林ボランティア団体の活動を支援
 実施主体：森林ボランティア団体（県の森林ボランティア団体一覧表に記載されていること。）
 事業内容：森づくり活動や森づくりの普及啓発活動など
 補助額：1件当たり85万円を上限（クマ対策は上限100万円）
 実施条件：予定参加者数が30人以上であることなど
 ※同一活動内容を継続する団体にあっては、原則3年以内

【補助対象活動内容】

（1）森づくり活動

- ・海岸松林や森林再生活動（植樹・育樹活動）等
- ・手入れ不足森林や里山林等の整備活動（下刈、除伐、間伐、枝打ち等）
- ・ナラ枯れ防除等の保全再生活動（巡視、木材利活用、植樹等）

（2）普及啓発活動（現地研修会、講習会、シンポジウム、木工体験等）

- ・森づくり活動や技術習得を目的とする活動
- ・森林ボランティア活動への関心と理解を深めるための活動
- ・木育への関心と理解を深めるための活動

【補助対象経費】

森づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（外部講師謝金） ・旅費（外部講師旅費） ・需用費 ・役務費（通信運搬費、傷害保険料等） ・委託料（除伐等） ・使用料及び貸借料（バス借上料、会場借上料等） ・資材購入費（直接必要な苗木代、肥料代等資材等）
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・需用費 ・役務費 ・委託料（研修会等のチラシ・ポスター作成、活動紹介冊子作成等） ・使用料及び貸借料

【細部基準】（抜粋）

- ・バスの使用料については、参考見積書を徴収した上で費用を算出し、実施段階においては複数の見積書を徴収し、経費の節減に努めること。
- ・耐久資材（スコップ、唐鍬、ナタ、鎌、ノコギリ等）については、必要最小限の数量（おおむね参加者の2/3程度）とすること。また、購入資材は使い捨てることなく、概ね3年以上の継続利用に努めるものとする。
- ・汎用性のある物品（机、テーブル、椅子、テント類、デジタルカメラ、トランシーバー、雨具、長靴なども含む）や備品（単価が3万円以上の物品）は補助対象外とする。
- ・森づくり税が、活用されていることを参加者に十分に周知しながら、事業を展開し、事業終了後においても広くその成果を公表し、PRに努めること。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかるガイドライン

基本的に、森林は密閉空間ではないが、森林内での活動の前後も含め、意図しないところで三つの密の条件が整ってしまう場合もあり、予防対策を検討する必要があるので注意すること。

＜森林活動での予防対策＞（抜粋）

- ①少人数グループで活動する。
- ②活動に必要な装備、道具、飲料水などは個人ごとに配布し、共有しない。
- ③手洗い用の水、アルコール消毒液等の準備または配布する。
- ④休憩、昼食などをとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引く等、2メートルを目安として適切な距離を確保する。
- ⑤マイクロバス等で移動する際は、換気やエアコン外気の導入などによる定期的な換気とマスクの着用 等

※「森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年5月28日 公益社団法人国土緑化推進機構）を参考にすること。

3 水と緑の税事業の活用例（ハード事業）（R1年度実績）

（1）森や木とのふれあい空間整備事業（ふれあいの森）



横手市鍛冶台いこいの森（転落防止柵の整備）



湯沢市市民の森（木製ベンチ等整備）

（2）森や木とのふれあい空間整備事業（木育空間）



北秋田市（市民ふれあいプラザ）



大館市（女性センター）



秋田市（こども広場）